

市民が主役の市政改革を

布目ゆきお 市政直行便

2006年5月 NO. 9

【編集・発行】市議会「市民ネット」
長野市議会議員・布目裕喜雄

〒380-0961 長野市安茂里小市1-4-1 O
自宅電話 227-3537 FAX 227-3897

ホームページアドレス

<http://www.ne.jp/asahi/nagano/nunome>

E-mail : vj6y-nnm@asahi-net.or.jp

連絡先：電話 235-2727 FAX234-6035

薫風かおる季節となりました。

さて、長野市議会3月定例会は3月24日、総額1322億2千万円の06年度一般会計予算案をはじめ、指定管理者制度の導入に伴う条例改正案など市が提出した78議案を原案通り可決し閉会しました。私は予算案には賛成しましたが、市民相互の監視社会につながり人権侵害が憂慮される「防犯まちづくり推進条例」や有事法制の一環として有事の際の国民保護計画をつくるための「国民保護協議会条例」には反対しました。

3月議会では、6回目の一般質問を行いました。超大型店イオンの進出を「ノー」としたことを踏まえ、これからのまちづくりの視点と方向性をメインに、人権問題、指定管理者問題、平和の問題などについて市の考えをたしました。ポイントを報告します。詳しい情報はホームページに掲載しています。

地域コミュニティ30の顔を持つコンパクト・タウンを提案



た長野市のまちづくりを考えると、国の方針転換を超える発想の転換、もう一つのまちづくりの視点を持つ必要があるのではないかと、の思いから、地域コミュニティ30(支所単位)の顔を持つコンパクト・タウン構想を提案しました。それは、基本的に生活の圏域となる市内30地区の地域コミュニティに根ざした「コンパクトなタウン」の形成に重きをおく視点です。中心市街地は重要な「長野市の顔」ですが、中心地だけでなく30のそれぞれの特色ある「顔」を持つ長野市構想です。人口の減少、少子高齢社会の進展を見据えたとき、一人ひとりの市民が自らの住まいを拠点として、あるいは最寄の駅、スーパーや商店、支所や公民館などの公共施設を核として、車椅子でも杖をついてでも、日常生活に必要な衣・食をまかない、また安らぎを享受することのできるまちづくりです。

国、まちづくり3法の見直しで

郊外開発から中心市街地の集積に転換

今日、コンパクト・シティがまちづくりのキーワードだといわれます。大型店の郊外進出の規制を緩和するなど郊外開発を進めてきた結果、中心市街地の空洞化、衰退が止まらず深刻な問題となっていることから、郊外開発にはブレーキをかけ、中心部再生にアクセルを踏む、中心市街地に都市機能を集積させ「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をめざすとするものです。国のまちづくり3法の見直しはこうした視点から行われるもので、長野市においても、超大型店「イオン」の進出を断念した背景の一つになっており、第4次総合計画の策定も「コンパクト・シティ」論を根底においています。

中心地だけでなく、生活圏を重点に

私は、国の「郊外から中心市街地へ」といった転換を後追いするだけでは、地方都市である長野市の未来図を作ることはできない、合併して広域となっ

地域商店街再生プロジェクトの設置も

このことを基本に据え、まちづくりを進めるために市民参加によるワークショップの活用、庁内横断かつ市民参加による「コンパクト・タウン・プロジェクト」の発足、歩いて暮らせるまちづくりの鍵となる「地域商店街の再生プロジェクト」の発足などを提案しました。

市長は、「コンパクト・シティ、コンパクト・タウン、あるいは多軸都市と言葉はいろいろあるが、生活圏域を中心とするまちづくりという意味では『めざすところは一緒』、一番難しいのは地域商店街の再生にある」と述べ、「市全体はもちろんのことだが、地域、地区の個性や優れた面を存分に発揮させた計画作り

を進めたい」としました。

市長＝「めざすところは一緒、地区まちづくり計画に活かしたい」

その上で、私が提案した「地域コミュニティ30の顔を持つコンパクト・タウン」構想は、「住民自治協議会が策定する『地区まちづくり計画』であり、また都市計画マスタープランで提案している地域まちづくり計画に準じた計画でもあり、『地区まちづくり計画』に活かされることを期待する」とし、



ワークショップの活用や「コンパクト・タウン・プロジェクト」は、都市内分権の具体化に際しこれから設置していく「住民自治協議会」のマニュアルに提案していきたい、としました。

また、「歩いて暮らせるまちづくり」「地域商店街の再生」は大変重要であるとしたものの、まちづくり・まちおこしの視点から、行政、市民、商店街、個人店主が一体となってプランを作っていくために提案した「地域商店街再生プロジェクト」については、行政ができる範囲で支援していくことは大切だが、「住民自治協議会の中で地域の特性に応じ研究してもらおうことも一つの方策」とするにとどまりました。

部落差別撤廃を柱とした人権施策の拡充を

差別絶えない現実を見据え

都市宣言、条例の原点に返った施策を

日本社会固有の差別である部落差別は、残念ながら未だに解消せず、陰湿化・複雑化しています。市は「部落解放都市宣言」を行い「人権条例」を定めてきていますが、宣言や条例の制定の原点に立ち返り、部落差別撤廃を柱とする人権施策の拡充が必要であると強調しました。

市は「部落差別は依然として解消されていない」という認識に立ち、同和問題を重要な柱に人権問題を総合的に考える教育・啓発の充実に取り組んできており…より力を注ぎたい」と答弁。さらに「特別措置法」が失効した現在は、「人権教育及び人権啓発の促進に関する法律」ならびに「同基本計画」に基づ

いた人権同和教育・啓発の推進が求められているとし、「地区人権同和教育促進協議会など長野市人権同和教育を担う市民の育成、質の高い教育・啓発のあり方などが大きな課題」であるとした。

差別される側の痛み、悲しみの共有を

また、今後の人権教育・啓発にあたり、差別されている当事者の痛み、悲しみ、憤りを原点にした取り組みを重視すべきであるとの主張に対しては、「差別の現実学ぶ」ことは人権同和教育の大切な学習方法であるとの認識を示し、「足を踏まれた当人が別の場所で誰かの足を踏んでいないかを自問自答する発想を持つ」（私の質問）ことこそが一人ひとりに育みたい人権感覚であり、こうした観点から「人権同和教育を今後も推進していきたい」としました。

体育施設のカラ予約の改善を

体育施設の利用でインターネット予約が導入されて以降、地域の皆さんから「カラ予約が多く、公平に施設が利用できない」との声を受け、カラ予約を解消するために実態把握をした上で、公平な利用となるよう改善策を講じるべきであると質問しました。因みに砂花体育館の夜間の利用状況は24%で、4日に1回しか使われていません。教育委員会体育課では「以前のように気軽に施設が利用できないとの意見や予約があるにもかかわらず誰も利用していないという実態は認識している」「不要となった予約の取り消しを忘れたり、または故意に取り消さないなどのモラル・マナーが十分に浸透していないことが原因」との認識を示した上で、「カラ予約や無届キャンセルの発生状況を見ながら、『施設利用規約』（最大4ヶ月間の利用停止のペナルティを定めている）により、悪質な場合にはペナルティを実施するとともに、有効で公平な施設利用に努めたい」と答弁しました。私は再質問で「ペナルティを解決策とする前に十分な実態調査をし、丁寧に適切な指導を行う

べきである」と注文しました。

体育館の使用料 無料維持を要求

さらに社会体育館利用の無料を維持することを強く求めました。今、市では財政構造改革プログラムの中で「施設利用の受益者負担の適正化を図るため」とし有料化を検討しているからです。市民の健康増進、スポーツ振興を図るためにも「無料」を維持することは重要。また施設の維持管理で市民協力を仰ぐ体育館愛護活動などを広げることで、施設の維持管理、モラル・マナーの向上を図ることが必要だと主張しました。財政構造改革を打ち出した市では、公共施設の利用について減価償却費を含めた維持管理費用を広く市民に求めていくことを基本にすえています。これから検討が具体化していくと思われます。引き続き「無料の維持」を求めていきます。



経費削減だけでなく、安定雇用を確保し

市民サービスの向上につながる指定管理者制度に

4月から実施された指定管理者制度についても質問しました。指定管理者制度の導入によって経費を2億円削減できるとしていますが、この削減のしわ寄せがパート労働者などの不安定雇用を助長することにならないのか、本当に市民サービスの向上につながるのかを正したかったからです。答弁は「施設で勤務する職員の賃金、労働条件などの関係法令を遵守すべきことは募集要項に規定しており、事業者と交わす基本協定書においても、関係法令を遵守すべきことを明記」していくので「大丈夫」とするものです。「法律を守るといっているから大丈夫」という発想そのものが「お役所答弁」です。法律・法令を守らず、「儲け主義」で市民や従業員の安全を二の次にしている民間企業が

続出しているからこそ「法令遵守」が声高に叫ばれているわけで、せめて「あってはならない法令違反が懸念される社会状況もあり、指定管理者に対し日常的に監視・調査を行い、市民サービスの維持向上に厳格に対応していきたい」とする姿勢を強く示してもらいたかったと思います。

とにかく171の公共施設で指定管理者制度が動き出しました。個々の施設の運営状況を調査・把握し、安心して働ける労働環境・雇用環境の確保、市民サービス向上に向けたチェックをしていくつもりです。

指定管理者による施設の管理運営やサービスに関する意見、情報をお寄せいただければと思います。

1, 322億2千万円の新年度予算、暮らしへの影響は？

H18年度予算は2年連続で前年度比マイナスの縮小予算。基金(貯金)の取り崩しは40億円で前年度に比べ20億円の減。財政再建に向けた「財政構造改革プログラム」の初年度になり、行政の役割と受益者負担のあり方の見直しが始まります。

■子育て支援や雇用に重点

総額1,322億2千万円となる予算は、市税や地方交付税の減少などで厳しい財政運営が見込まれる中、子育て支援や雇用対策、農業や観光の振興などに重点的に配分する内容に。歳出では民生費が5%(約15億円)の増の他、農林業費が8.3%(約3億円)の増。一方で公債費(借金の返済分)は5%(約11億8千万)の減、土木費や商工費も減りました。目玉はないものの暮らしのセーフティネットに堅実で無難な予算配分といえるでしょう。

■主な新規拡大事業

柳町保育園に休日保育を導入＝1369万、病後児保育(保育所に通所中の乳幼児で病気の回復期で安静が必要な場合に医療機関に一時預けられる制度、子育てと仕事の両立を図るもの)に316万、市内17箇所の児童クラブの閉館時間を午後5時半から6時に延長、フリーターやニートに対する就業体験支援に540万、児童手当の支給を小学校6年生まで拡大し所得制限を緩和する事業に6億3600万、障害者の就労支援に518万、強度行動障害児をショートスティ施設に預けられる事業に258

万、裾花川や浅川など県管理9河川の洪水ハザードマップの作成に1480万、秋にオープンする生涯学習センターの管理運営事業として4690万、学校ネットコミュニティの促進(子どもの安全ネットワークを含めたセンターサーバーの更新)で2億3330万、35人学級を小学6年まで拡大する事業として1925万、1200万観光交流推進に1900万、さらに公共交通活性化市民シンポジウム開催事業として120万などです。

■ズシリと重くなる市民負担も！

しかし、一方で市民生活に直接関わる値上げや補助金の見直しが含まれています。一つは国民健康保険料の改定です。医療分は据え置かれるものの、介護分が値上げとなり、一人当たり平均保険料年額は86890円で1366円の増、率で1.6%のアップとなります。二つは介護保険料(=第1被保険者)。現在の保険料5段階は6段階となりますが、市民税本人非課税で世帯課税の人で(=現在は3段階、新しい段階では4段階)、月額800円アップの3890円となります。介護給付費準備基金から2億1千万を取り崩して激変緩和を図ったものの、負担はズシリと重くなります。いずれも全体給付費が増加する中で、国の負担は50%で変わりがないため、どうしても保険料に跳ね返ってこざるを得ない側面があります。国の制度の在り方の抜本的な見直しがまず必要だと考えます。三つは下水道使用料の値上

げ、平均8%の定額改定です。市ではこれまで全戸水洗化をめざし、一般会計からの繰入金で下水道事業を進めてきました。今後、一般会計からの繰入金なしで独立採算となる経営をめざす必要があるとの認識から、今回の値上げとなりました。

■指定管理者で利用料金アップ

また、市民健康診査が無料から1000円に、在宅福祉介護料や敬老祝い金の見直し・減額が図られることに。さらには斎場使用料が25%アップ、指定管理者制度の導入に伴い働く女性の家や勤労青少年ホーム、茶臼山動物園の使用料・入園料がアップします。

いずれも、国の制度による事情、受益者負担の適正度合いの事情があるものの、「はい、わかりました」ともろ手を挙げる心境ではありません。市民にとって負担が重くなるのがやむをえないとするならば、十分な説明責任が果たされ、負担に見合ったサービスの向上が図られることが不可欠です。

■継続大型事業の見直しが課題

公園の整備など総事業費20億円を超える大型事業が継続しています。限られた財政の中で何を優先するのか。補助金の廃止・縮減や受益者負担の増など、市民の生活を直撃しかねない事業の見直しの前に、手をつけるべきところがあると思います。

市議会で発行している「市議会だより」も合わせてご覧ください。

二つの新しい条例に異論・反論オブジェクション!

3月議会では、有事法制の一環として制定された国民保護法に基づき、「**長野市国民保護計画**」を作成するための「**国民保護協議会**」設置条例と「**防犯まちづくり推進条例**」が新しく提案され、いずれも賛成多数で可決しました。私は二つの条例案には反対しました。一つ目の**国民保護協議会の問題**は、国民保護の名称とは裏腹に、有事のときだけでなく平

時から市民の権利・自由を規制することにつながることで、有事＝戦争への備えをすることより、有事にならないように戦争の火種となる貧困や飢餓をなくすために国際的な支援を行うこと、平和外交に徹することが大切であると考えからです。二つ目の「**防犯条例**」は、条例で犯罪はなくなること、人権侵害や相互監視社会につながる危険性をはらんで

いること、故に条例によらず自主的な防犯安全活動を推進していくべきとの立場から反対しました。

かねてから異議ありとしてきた二つの条例ですが、いずれも今後、平和・人権・安心の観点から「計画づくり」をチェックしていきたいと思います。ホームページに詳しく私の考え方を掲載していますので、ご覧いただき、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

安茂里地区が高齢者交通安全モデル地区に指定

H18年度の高齢者交通安全モデル地区に安茂里地区と篠ノ井地区が指定され、安茂里地区では4月18日、老人クラブ連合会の総会にあわせ指定書交付式が行われました。高齢者交通安全モデル地区事業は昭和59年から実施されている県の事業で、市内では中央署管内と南署管内でそれぞれ1地区ずつ指定されてきています。

■なぜ、安茂里地区？

安茂里地区はH12年度に続く2回目の指定。昨年から今年にかけて2件の交通死亡事故が発生し、内1件が高齢者の死亡事故であったことが指定の最大の理由。また、国道19号や県道・主要市道の幹線道路が住宅密集地を貫くように走り、交通量も激しく今後も交通事故の発生が心配されること、2万3千人の人口を抱え、内65歳以上の高齢者が4,165人を占め、高齢者の交通事故が心配されることなどから指定となったもの。今後、モデル地区を住民に周知し、交通安全団体や老人クラブが主体となった交通安全教室を開くなど、事業が具体化されます。

■死亡事故ゼロへ!

昨年度は芹田と松代が指定され、前年度で両地区合わせて5件あった死亡事故が1件に減少し、効果をあげることができたそうです。尊い命が交通事故で絶たれることのないよう、運動を強めていかなければなりません。老人クラブ連合会の総会に合わせて開かれた指定書交付式では、交通安全教室も催されました。交通安全教育講師の皆さんが、交通事故につながる「死角」や大型車の「内輪差」の危険性をわかりやすく説明、腹話術での交通安全の話(写真)には、会場に笑いと拍手を呼びながら、和やかなうちにも有意義な教室となりました。腹話



術は、内容もさることながら技術も素晴らしかったです。モデル地区の指定は、模範的な交通安全運動の推進を狙いとしたものですが、死亡事故が多いことから指定されたわけで、決してうれしい指定とはいえません。しかし、この指定を機に死亡事故ゼロを何としても実現したいものです。

安茂里駅に公衆トイレ完成



JR安茂里駅の新幹線高架下(踏切東側)に公衆トイレが完成し4月から使われています。名称は「杏の泉」(平瀬議員が命名されたそうです)。安茂里区長会の強い要望で実現の運びと



なったもの。人口肛門使用者のオストメイト用の専用トイレ(写真右)も設置。建設費は2千2百万円、立派なトイレです。市立の公衆トイレとしては334箇所目。市で定期的に清掃しますが、皆できれいに使いたいものです。

編集後記 ◆新年度も早5月、4月は入学式や区長会をはじめ、各種団体の総会シーズン。3月議会で決まった新年度予算(税金の使い道)の良い面、課題を残している面を中心に挨拶をさせていただきました。ありがとうございました。◆都市内分権元年、住民自治協議会づくりが始まります。「行政の下請け」との発想を乗り越え、市民参加で進めるまちづくりを安茂里の中でも形にしていきたいものです。◆3月議会での一般質問を中心に「市政直行便第9号」をお届けします。ホームページには、詳しい報告を掲載していますので、そちらもご覧いただければ幸いです。◆広がる格差を反映してか、介護や生活保護、そして架空請求の相談が増えています。気軽にご相談を。またご意見もよろしく。(布)